

千葉県立房総のむら博物館実習要項

1 目 的

博物館法施行規則第一条第一項に掲げる、大学において履修すべき博物館に関する科目の一つである博物館実習を千葉県立房総のむら（以下「房総のむら」という。）において円滑に実施するため、本要項を定める。

2 実施期間

実習年度の8月の最終週前後の7日間程度とする。

3 実施場所

房総のむら会議室及び商家・農家・資料館等各施設及び実習上必要と認められる関連施設。

4 実習の内容

講義及び実技形式による。概ね以下の内容によるが、順序や内容は変更することがある。

- 1 日目 館内見学と講義
- 2 日目 資料の取扱い実習
- 3 日目 資料の取扱い実習
- 4 日目 体験演目の実習
- 5 日目 体験演目の実習
- 6 日目 施設設備管理実習
- 7 日目 体験演目の実習とまとめ

5 実習の対象者

博物館法施行規則第一条第一項備考3により、博物館実習の単位を取得することを目的とした者で、次のいずれかに該当する者。

- (1) 千葉県出身者
- (2) 千葉県在住者
- (3) 千葉県内にある大学に在学する者
- (4) その他、特に必要と認められた者

6 実習人数

4人程度とする。ただし、原則として1大学1名に限るものとする。

7 申込み

(1) 期 間

実習年度の前年度の1月1日から2月末日まで。

(2) 申込み方法

(1) の期間内の休館日を除く日に、原則として実習希望者が直接来館し、(3) に関わる書類を提出の上、申し込む。

(その際、事前に博物館実習担当者と日程を調整の上申し込むこと)

(3) 申込み書類

ア 博物館実習申込書 (別紙様式1)

イ 身上書 (別紙様式2)

ウ レポート

房総のむらにおける博物館実習を希望した理由について、大学で学んでいる専門分野との関連を踏まえて簡潔に述べたもの。字数は400字程度 (A4判の400字詰原稿用紙1枚を使用のこと)

8 実習生の選考及び受入承諾通知

房総のむらにおいて選考を行い、その結果について3月末日までに申込者に対して通知を行う。

実習生として内定したものについては、大学からの申込みにもとづき、5月末日までに大学に対して正式な受入に係わる承諾の通知を行う。

9 実習の修了報告

実習生が実習を修了したと認められる場合は、当館所定の様式により実習の修了に係わる報告を行うこととする。

10 申込先及び連絡先

千葉県立房総のむら

(事業課広報・普及グループ 博物館実習担当者)

住 所 〒270-1506

千葉県印旛郡栄町龍角寺 1028 電話 0476-95-3333